平成２７年（フ）第４５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根原添31番地１
債務者　小野寺次男
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１５５号
茨城県取手市新町４丁目５番11―405号、前住所茨城県取手市西２丁目２番Ｇ―1009号
債務者　竹村　慶子
１　決定年月日時　平成27年11月27日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
茨城県牛久市中央２丁目21番地２（ミサワマンション207）、前住所茨城県牛久市牛久町280番地（エスカード牛久駅前ハイツＡ605）
債務者　濱野　文男
１　決定年月日時　平成27年11月27日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
埼玉県狭山市大字東三ツ木275番地の３　サンリバティー201
債務者　高橋　　克
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４７８号
埼玉県狭山市大字東三ツ木275番地の３　サンリバティー201
債務者　高橋　ユリ
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２３号
静岡県沼津市下香貫宮脇201番地の７
債務者　増田　淳一
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
京都府福知山市字堀345番地　府営日吉ヶ丘団地12棟263号
債務者　安達　　拳
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第４２１９号
大阪府枚方市高野道２丁目４番８号
債務者　酒井由佳子
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５７号
大阪市平野区喜連３丁目４番30号アパートみわ207号
債務者　福村　伸一
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８９号
大阪市平野区加美北８丁目13番２―409号
債務者　黒木　健文
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３１３号
大阪市東淀川区上新庄２丁目21番12号　春日ハイツ204号、前住所大阪市東淀川区豊新４丁目26番19―507号
債務者　洲鎌　祐司
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４１号
大阪市東淀川区東中島４丁目５番10号
債務者　山岡　孝一
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４７号
大阪府茨木市上穂積３丁目２番25号　ハイツ岡崎306号
債務者　長畑　賢治
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８３号
大阪府東大阪市友井３丁目８番９号
債務者　小森　幸恵
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８７号
大阪市此花区伝法５丁目５番18号
債務者　休場紅美江（旧姓八木）
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９４号
大阪市中央区瓦屋町２丁目11番６―611号
債務者　椚瀬　　眞
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９９号
大阪市旭区今市１―４―27―507、住民票上の住所大阪市旭区大宮４丁目４番７号　ジュネス大宮Ⅱ　406号
債務者　足立　正雄
１　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部